

平成 年 月 日

金ヶ崎町商工会  
会長 菊地清晴 殿

住 所 \_\_\_\_\_

事業所所在地 \_\_\_\_\_

名 称 \_\_\_\_\_

氏名又は代表者名 \_\_\_\_\_

業 種 \_\_\_\_\_

経 営 年 数 \_\_\_\_\_

従 業 員 数 \_\_\_\_\_

(外、家族従業員数) \_\_\_\_\_

電 話 番 号 \_\_\_\_\_

F A X 番 号 \_\_\_\_\_

Mail: \_\_\_\_\_

HPURL: \_\_\_\_\_

## 加 入 申 込 書

私は貴会の定款並びに規約を承認し加入いたしたく申し込みます。

事業所名					創立					
所在地					業種					
代表者名					生年月日					
家族構成	続柄	氏名	生年月日	職業	従業員	職種	氏名	生年月日	採用年月日	
主な取扱商品					建物等	店舗	m <sup>2</sup>	土地等	宅地	m <sup>2</sup>
						工場				
						倉庫				
仕入先					取引銀行					
販売先										
設備内容										

商工会費申告書(法人用)

会社名				記入者 氏名	印
自社の商工会費(月額)は下記(A) 月額 円で申告します。					
資本金基準	払込資本金額	1	500万以下	600	(円)
		2	1000万以下	700	
		3	2000万以下	800	
		4	3000万以下	900	
		5	5000万以下	1000	
		6	1億以下	1500	
		7	10億以下	2000	
		8	100億以下	3000	
		9	100億超	4000	
年間売上基準	2~3年の平均値	1	1000万以下	0	
		2	3000万以下	100	
		3	5000万以下	200	
		4	1億以下	300	
		5	5億以下	500	
		6	10億以下	1000	
		7	100億以下	2000	
		8	100億超	3000	
従業員基準	常勤役員を含む従業員数(支店、工場の場合は金ヶ崎町内の従業員数))	1	0人以下	0	
		2	3人以下	100	
		3	10人以下	200	
		4	30人以下	300	
		5	50人以下	400	
		6	100人以下	500	
		7	500人以下	1000	
		8	1000人以下	2000	
		9	2000人以下	3000	
		10	2000人超	4000	
資産基準	事業用固定資産の期末帳簿価格(土地は実勢・支店の場合は金ヶ崎町内の合計)	1	1000万以下	100	
		2	3000万以下	200	
		3	5000万以下	300	
		4	1億以下	400	
		5	10億以下	500	
		6	100億以下	1000	
		7	100億円超	2000	
減額	本店が町外で町内で働く人が貴社の全従業員の半分以下の場合	1	( + + + )の50%の金額を減額(100円未満の端数切捨て)		
(A) 会費月額( + + + - )					
(700円未満の場合は、700円)					
この欄は記入しないで下さい。					
[会費見立割月額]					

この申告書を基準に、商工会費は理事会で決定されます。同業種、同規模の他の会員の会費に比較して申告額が低い場合は、申告額より多くなる場合があります。

### 商工会費申告書(個人用)

事業所の名称		代表者氏名	印		
私の商工会費(月額)は下記(A) 月額 _____ 円で申告します。					
年間売上基準	2~3年の平均値	1	1000万以下	600	
		2	3000万以下	700	
		3	5000万以下	800	
		4	8000万以下	900	
		5	1億以下	1000	
		6	2億以下	1100	
		7	2億超	1200	
従業者基準	仕事に従事している従業者(事業主、配偶者、専従者を含む)は全員で何人ですか。	1	3人以下	100	
		2	4人以下	200	
		3	5人以下	300	
		4	6人以下	400	
		5	7人以下	500	
		6	8人以下	600	
		7	9人以下	700	
		8	10人以上	800	
資産基準	事業用固定資産の期末帳簿価格(土地は実勢価格)の合計はいくらですか。	1	1000万以下	100	
		2	3000万以下	200	
		3	5000万以下	300	
		4	1億以下	400	
		5	1億超	500	
減額	事業による収入以外に収入があり、主たる生活費はそこから支出	1	の50%の金額を減額(100円未満の端数切捨て)		
(A) 会費月額( + + - ) (2000円を超える場合は2000円)					
この欄は記入しないで下さい。 [会費見立割月額]					

この申告書を基準に、商工会費は理事会で決定されます。同業種、同規模の他の会員の会費に比較して申告額が低い場合は、申告額より多くなる場合があります。